

# 公共施設使用料の見直しに関する基本指針

政策部総合戦略課

令和6年3月

## 目次

はじめに	1
1. 受益者負担の基本的な考え方	2
2. 受益者負担の現状と問題点について	3
3. 行政サービスの性質的分類について	3
4. 使用料等の根拠の明確化について	5
5. 算定に関する留意事項	5
6. 減免基準の明確化について	6
7. 定期的な見直しについて	6
8. 利便性の向上について	6
9. 激変緩和措置について	7
10. その他	7

## はじめに

行政サービスの提供に要するコストは、その多くが税金によって賄われており、全市民を対象とした行政サービスは税金で賄うことが基本となります。一方、特定の人だけが利益を受ける場合には、その受益に応分の負担を求める「受益者負担の原則」が地方自治法により認められており、その受益の範囲内で対価として条例に基づく使用料を徴収しています。したがって、公共施設使用料の設定については、施設を利用する方としない方の双方の均衡を考慮し、負担の公平性を確保しなければなりません。

また、今後の公共施設の維持管理に関しては「岩沼市公共施設長寿命化計画」に基づき対策を実施することで、ライフサイクルコストの縮減と財政負担の平準化を図ることとしているものの、多額の経費が見込まれることから、効率的な管理運営や業務改善によるコスト削減に努めるとともに、施設利用者に対して適正な受益者負担を求めていくことも重要です。併せて、サービス向上に資する取組についても強力で推進することで、施設利用者のみならず、未利用者を含めた多くの方に理解が得られるよう努めなければなりません。

本市の公共施設のあり方については、減免されているケースが多いこと、利用者が固定化する傾向があるなどの指摘がなされているほか、施設によって大きく異なる料金体系についても統一化に向けた見直しを行う必要があります。

公共施設使用料については、平成20年11月に利用者負担プロジェクトの検討結果として作成された『受益者負担のあり方に関する報告書（以下、「報告書」という。）』において定期的な見直しが要請されています。

しかしながら、市民生活への影響の大きさに鑑み、報告書に基づく見直しは一部分にとどまっています。消費税率の改正に伴い実施した令和元年度の見直しにおいても、行政サービスの性質別分類や受益者負担の根拠の明確化といった考え方を取り入れたものの、その完全な実現には至りませんでした。

報告書については、十分な検討を経て作成されたものであり、その有用性は大きいと認められますが、作成から15年が経過する中で、社会経済情勢も大きく変化してきています。

そこで、今般の行政改革においては、市として『公共施設使用料の見直しに関する基本指針』を策定し、適切な受益者負担と税負担のあり方について改めて示すものです。

## 1. 受益者負担の基本的な考え方

### (1) 受益者負担の原則

市では、税金を行政サービスの主要な財源としていますが、全てのサービスを税金により賄うことは困難です。そのため、地方自治法第225条の規定に基づき、行政財産の使用又は公の施設の利用について使用料を徴収し、コストの一部を賄ってきています。

サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」については、利用する人が応分の負担をすることによって、利用しない人との「負担の公平性」が確保されるものと考えられます。

そのため、市が各施設における維持管理経費の縮減に努めながら、今後も「受益者負担の原則」に基づき、受益者に応分の負担を求めることが必要となります。

### (2) 応分の負担

市が受益者に応分の負担を求めるためには、市民に対して使用料等の積算根拠を明らかにするとともに、負担を求める範囲を明確にする必要があります。

受益のない市民にとって、受益者に負担を求めるべき経費は、施設に関して言えば、用地の取得から施設の建設、その後の管理運営に係る経費までサービスの提供に必要な一切の経費が考えられるところではあります。

しかしながら、施設そのものは市民全体の財産であり、一定の基準のもとに誰でも利用できる公共施設として市が設置したものであること、さらに受益者負担とは利用者の受益に応じた負担であることを考えると、サービス提供に必要な一切の経費のうち、施設建設後にサービスを提供するために必要な管理運営に要する経費について受益者に負担を求めるべきであると考えられることから、施設の取得に係る経費を市民全体の負担、施設の管理運営に係る経費を利用者の負担（応分の負担）として区分し整理します。

市民全体の負担（税金）	利用者の負担（使用料）
<u>施設の取得に係る経費</u> ○用地取得費 ○建設費 ○市債償還利子	<u>施設の管理運営に係る経費</u> ○人件費 ○物件費等（※）

※物件費等とは維持補修費に加え、消耗品費、光熱水費、委託料、賃借料など施設の管理運営に必要な経費であり、普通建設事業費は除く。

## 2. 受益者負担の現状と問題点について

### (1) 受益者負担と市負担のあり方に関する問題点

公共施設の利用者、利用団体が固定化される傾向が強いことにかかわらず、使用料が施設の管理運営面よりも利用者を考慮した設定になっており、極めて低く、施設の維持管理費等を賄えない額であるという問題点があります。

### (2) 使用料金等の根拠について明確にする方法に関する問題点

条例等で料金が設定されているものの、その根拠が明示されておらず、市民にとって算定根拠が明確ではないという問題点があります。

### (3) 減免のあり方に関する問題点

減免については、減免が適用される団体の理由が明確ではないという問題点があります。

## 3. 行政サービスの性質的分類について

### (1) 性質的分類に関する基本的な考え方

市は、市民ニーズを充足するため様々な施設を設置し、また、各種サービスを提供しており、そのサービス内容には、公園や道路などのように日常生活に必要不可欠で、市場では提供されにくいものがあります。一方で、コミュニティ関連施設や体育施設など、特定の市民が利益を享受し、地域により差があるものの民間にも類似のサービスが存在するものもあります。

受益者に対し一律一律に費用負担を求めることは、どこまで公費負担で賄うべきかという観点から、かえって公平性、公正性を損なう恐れがあるため、使用料の設定にあたっては、公共性や市場性など、サービスの性質に着目することが重要となります。

そこで、より公平・公正な使用料の額を算出するため、サービスの性質別に応分の負担の範囲に対する「公費負担割合」と「受益者負担割合」を設定することとし、分類に当たっては、縦軸と横軸に定義を行い、領域ごとに公費負担と受益者負担の割合を設定しました。

### (2) 性質別分類と負担割合

#### ① 性質別分類の基準

施設ごとのサービス内容に基づく性質別分類は、以下の基準による区分を組み合わせることにより、4つの分類（性質別区分）を設定し、どの分類に属するかを整理する方法により行いました。

- サービス内容が「ほとんどの市民が必要とするサービス（必需的）」か「特定の市民が必要とするサービス（選択的）」かによる区分

必需的	市民の日常生活において、ほとんどの人に必要とされるサービス、ライフステージごとに社会的に提供されるサービス
選択的	生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするためのサービス、人によって必要性が異なるサービス

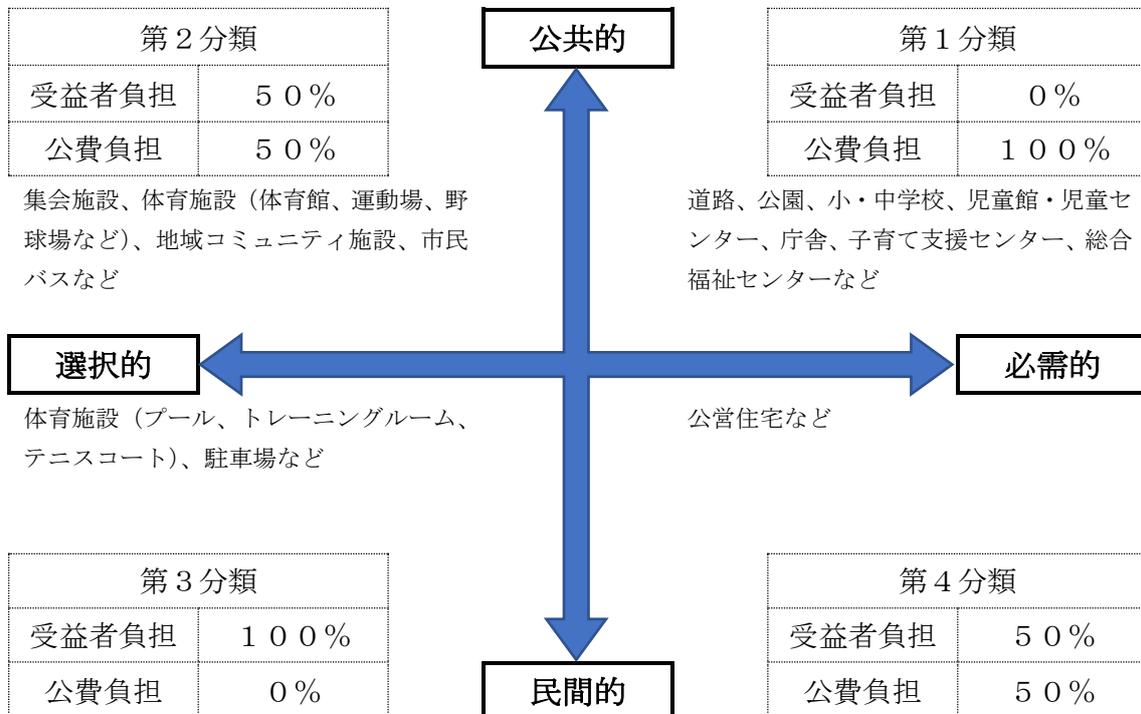
- サービス内容が「行政が中心に提供するサービス（公共的）」か「民間でも提供可能なサービス（民間的）」かによる区分

公共的	市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービス
民間的	民間でも同種類似のものが提供されているサービス

② 各分類の考え方と負担割合

公費負担と受益者負担の割合は、それぞれの施設が有する特性等の観点から0%、50%、100%の3種類の組合せとしました。

【行政サービスの性質的分類表】



#### 4. 使用料等の根拠の明確化について

使用料等の根拠を明確化するためには、近隣市町村や民間の同種施設等と比較しつつ、使用料を定期的に見直しすることが必要であることはもとより、負担割合や負担基準を設け、算定方法を計算式で示す必要があります。

その内容を市民にご理解いただくためには、施設の管理運営に係る経費とともに利用者に負担をいただく使用料の算定方法を明確にし、広く周知することが重要です。

以上のことから「使用料算定の基本的方式」を次のとおり設定します。

- ① 貸切利用／会議室やホールなど一定の区画（部屋）を貸切で利用する場合

$$\text{使用料} = \frac{\text{施設の管理運営に係る経費} \times \text{受益者負担割合}}{\text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}}$$

- ② 個人利用／トレーニング室など不特定多数の個人が同時に利用する場合

$$\text{使用料} = \frac{\text{施設の管理運営に係る経費} \times \text{受益者負担割合}}{\text{年間利用者数}}$$

#### 5. 算定に関する留意事項

- ① 使用料は10円単位とし、10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。
- ② 消費税等は内税方式とします。
- ③ 原則的に1時間単位の料金設定とします。 ※市民会館を除く。
- ④ 施設の設置目的にかかわらず、料金体系の統一化を図ります。
- ⑤ 市民以外の利用については2倍、営利目的の利用については3倍の料金を設定します。
- ⑥ 子育て支援の観点から、個人利用の高校生以下（市民に限る）については、特別料金を設定します。
- ⑦ 市内又は近隣自治体の類似施設と比較し、改定後の使用料が著しく高くなる場合若しくは著しく低くなる場合は、必要な調整を加えます。
- ⑧ 施設の管理運営に係る経費については、特殊な事情がある場合を除き、複数年の決算等に基づき算定します。
- ⑨ 学校施設や児童館・児童センターの目的外使用については、施設の管理運営に係る経費を目的外使用部分のみ適切に抽出することは困難であることから、類似施設の使用料を参考に設定します。

## 6. 減免基準の明確化について

これまで長い間、多くの団体等に適用されていた「使用料の減免」については、適用基準や設定根拠が不明確、減免の基準が施設で異なるなどの課題がありました。多くの利用者団体が減免対象として扱われている現状は、減免が例外ではなく、むしろ標準的な取り扱いになっています。また、受益者負担の原則から、施設を使わない市民の理解も必要であり、公平性を欠く要因にもなっています。

以上のことから、減免については基準の統一と基準の明確化並びにその手続きの簡素化が必要であるほか、減免の適用についてはより限定的に規定すべきとの考えから、減免基準は次のとおり設定します。

- ① 市（行政委員会を含む）が主催する行事等のために使用する場合は免除
- ② 当該施設の指定管理者等（管理運営団体）が設置目的を達成するために使用する場合は免除
- ③ 国又は他の地方公共団体が主催する行事等のために使用する場合は50%の減額
- ④ 市が共催する行事等のために使用する場合は50%の減額
- ⑤ 市内に設置されている保育園等（私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所、私立幼稚園）が主催する行事等のために使用する場合は免除
- ⑥ 市が設置した各種委員会、協議会及び審議会等の機関が主催する行事等のために使用する場合は免除
- ⑦ 市長が特別の理由があると認めた場合は、その都度市長が定める額を減額又は免除

## 7. 定期的な見直しについて

社会経済情勢の変化に伴うサービス内容の変化やコストの増減等を考慮しつつ、受益者負担の公平性・公正性を確保するため、使用料については定期的に見直しをする必要があります。

原則として、4年に一度見直しを実施することとします。

## 8. 利便性の向上について

受益と負担の公平性を保つためには、使用料の見直しだけでなく、施設の稼働率を向上させることも重要であり、稼働率の向上は結果的に税負担の抑制に繋がります。

施設設備等の改善に努めるほか、オンラインによる予約システムやキャッシ

ユレス決済の導入などにより、これまでよりも多くの市民が施設を利用しやすい環境を整備します。

## 9. 激変緩和措置について

実際に使用料を算定した場合、その結果が現行と大きく変わる可能性も考えられることから、利用者の急激な負担増と利用率低下の抑制のための激変緩和措置を講じるものとし、原則として改定の上限を1.3倍とします。

ただし、現行の使用料が市内又は近隣自治体の類似施設と比較して著しく低い場合、上記の上限を超える改定を可能とします。

## 10. その他

### (1) これまでの社会教育関係団体等の登録団体の統一基準について

各施設の登録団体は「市内登録団体」とし、下記の基準に統一します。

- ① 構成員が2名以上で、3分の2以上が岩沼市民であること。
- ② 規約、会則等組織に関する定めがあること。
- ③ 営利を目的としていない団体や組織であること。
- ④ 政治活動、宗教活動、特定の思想又は主義主張を浸透させることを目的としていないこと。

### (2) 営利利用の統一基準について

営利利用については、下記の基準に統一します。

- ① 物品販売、サービスの提供、販売促進行為、宣伝、広告募集、勧誘、その他これに類する行為を伴う場合
- ② 文化芸術やスポーツの発表会を開催する利用で、参加者などから実費を超える参加料を徴収する場合
- ③ 商品販売や有料発信することを目的に録音や収録を行う場合
- ④ 営利企業が交流会、会社説明会、株主総会、取締役会、役員会、採用試験、研修会、勉強会等を行う場合
- ⑤ 上記に照らして施設管理者が営利利用に当たると判断する場合

<策定経緯>

令和5年10月 2日 (月)	第1回庁議審議
10月12日 (木)	第1回担当者打合せ
11月 6日 (月)	第2回庁議審議
11月10日 (金)	第2回担当者打合せ
12月 1日 (金)	第3回担当者打合せ
12月 4日 (月)	第3回庁議審議
12月14日 (木)	第4回庁議審議
12月26日 (火)	第4回担当者打合せ
令和6年 1月 4日 (木)	第5回庁議審議